

本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止策について（案）

令和2年 月 日議会運営委員会決定

本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策を実施する。

- 1 議場内ではマスクを着用し、発言時も外さないこととする。また、議場出入口に消毒薬を設置し、入室時には手指消毒を行うものとする。
- 2 議場の扉は投票による選挙を行うときを除き、可能な限り開放する。
- 3 議員は採決及び選挙時を除き、定足数を満たす範囲内で離席することとする。なお、離席時は議会中継映像を視聴することにより審議に参加する。
- 4 理事者は議題が自身の所管事務に該当する場合を除き、離席を認めることとする。
- 5 速記者は、議場外において議会中継映像等により速記を行うこととする。
- 6 臨時会における特別委員会中間報告についてはデータ配信の上、委員長からの読み上げを可能な限り短縮する。
- 7 傍聴人に対しては、マスクの着用及び手指消毒等について協力を求めるものとする。また、傍聴人が激しくせき込むなどの体調不良の症状が見られた場合は、議長の判断により、退席いただくよう依頼するものとする。なお、事務局職員は傍聴人が十分な間隔をあけて着席するよう誘導することとする。
- 8 本件の適用期間は、議会運営委員会において決定する。